

年で、これに対応するライプニッツ係数 17・2943により算定するのが相当である。

(二) 被告 858万5310円

賃金センサス第3巻第4表医師（男）25歳から29歳までの平均賃金は700万5900円であり、労働能力喪失率については、原告の後遺症のうち、骨盤骨の変形障害、顔面部醜状障害及び右下肢、左下肢醜状障害については、労働能力に支障を来さないから、労働能力喪失率は9%、労働能力喪失期間は20年で、これに対応するホフマン係数 13・616により算定するのが相当である。

12 慰謝料

(一) 傷害慰謝料

(1) 原告 300万0000円

(2) 被告 250万0000円

(二) 後遺症慰謝料

(1) 原告 390万0000円

(2) 被告 350万0000円

13 弁護士費用

(一) 原告 400万0000円

(二) 被告 0円

第三 爭点に対する判断

一 原告の損害額

1 入院諸雑費 29万2500円

入院諸雑費につき、1日あたりの額につき争いがある。入院中、一般的に必要とされる日用品雑貨費、栄養補給費、文化費等の額に鑑み、原告主張のとおり1日あたり1300円が相当である。

(計算式)

$$1,300 \times 225 = 292,500$$

2 入院付添費 37万2000円

前記第2—3記載の事実（結果）及び平成6年8月5日と同年26日に手術が行われていることを考慮すると、医師の指示によるものではあるかは明確でないが、入院した同年7月31日から同年9月30日までの6日間につき、1名の付添看護については相当性が認められる。1日あたりの付添費については、近親者による付添であることを考慮すれば、1日あたり6000円が相当である。

(計算式)

$$6,000 \times 62 = 372,000$$

3 通院付添費 0円

原告が通院付添費を請求する医療法人慶友会慶友整形外科病院は、群馬県館林市にあり、原告の自宅が東京にあるにも関わらず、群馬県館林市まで通院したのはもっぱ

ら原告の事情によるものと考えられるので通院付添費を認めることはできない。

4 家族交通費 28万5200円

(一) 航空券 小計 24万5600円

弁論の全趣旨によれば、原告の父母あわせて、東京と福岡間4往復分17万8400円、原告の妹につき、東京と福岡間2往復分6万7200円を認めるのが相当である。

(二) その他 小計 3万9600円

タクシー、バス代については、その必要性及び金額が必ずしも明確ではない。前記第2の1記載の事実及び証拠により、福岡空港と原告の下宿間につき6往復分合計3万9600円のタクシ一代につき相当性を認める。

5 医師への謝礼 30万0000円

社会通念上相当な範囲の医師への謝礼として、合計30万円を認める。

6 旅行キャンセル代 12万0000円

前記第2の一3（結果）に記載した原告の負傷状況に鑑みれば、家族4人のキャンセルは相当であり、原告主張のとおりの損害が認められる。

7 アパート賃借料 24万5000円

原告の負傷により、アパート賃貸借契約を解除し、新たに契約を締結する場合の敷金・礼金として1か月あたり4万9000円として合計5か月分につき相当性を認める。

8 車搬送料及び高速料金等 4700円

事故がなかった場合に、原告の車両を福岡から東京に搬送する必要がなかったという点につき証明がないし、右3認定のように群馬県館林市までの通院については相当性が認められない。よって、原告の下宿から福岡空港までのタクシ一代3300円及び羽田空港に原告を迎えて行き、東京の自宅まで送り届けるための高速料金往復1400円につき相当性を認める。

9 復学のための大学との話し合いのための交通費 10万5000円

証拠（略）によれば、復学のための話し合いのための交通費としては、原告につき東京と福岡間1往復と片道1回分合計6万3000円、父母いずれかにつき1往復分4万2000円の範囲で相当性を認める。

10 卒業遅れの逸失利益 253万2000円

平成10年賃金センサス（甲19）によれば、医師の初任給は月給21万1000円であることが認められる。よって、原告が1年間卒業することが遅れ、得られなかつた収入として、21万1000円の1年分である253万2000円につき相当性を認める。

11 後遺症逸失利益 2831万4525円

本件において、前記第2の一3（二）（後遺症の内容、程度）で記載した原告に生じた後遺症のうち、顔面部醜状障害、右下肢、左下肢醜状障害については、労働能力の喪失に影響を与える点につき、これを具体的に認定するに足る資料はない。